

マイナポイント事業 (第2弾)のご案内

令和4年9月1日発行
市民課

☎229-3198 FAX 221-1173

マイナポイントとは、マイナンバーカードの普及の促進と、消費の喚起や生活の質の向上につながるため、マイナンバーカードを活用して幅広いサービスや商品の購入などに利用できるポイントです。マイナポイント事業(第2弾)では、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントが付与されます。

マイナポイント事業(第2弾)について

現在マイナポイント(第2弾)の申し込みを受け付けています。新規取得のほかにも健康保険証利用登録と公金受取口座登録を行うとさらにポイントが付与されます。マイナポイント(第2弾)の対象は右表のとおりです。

ポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月30日(金)まで、マイナポイント(第2弾)の申込期限は来年2月28日(火)までです。詳しくは総務省のホームページをご確認ください。



対象	付与されるポイント
マイナンバーカードを取得した人のうちこれまでにマイナポイントの付与を受けていない人	最大5,000円分 ※チャージやお買い物で消費した額(最大2万円)の25%分のポイントが付与されます。
マイナンバーカードの健康保険証としての利用を申し込んだ人	7,500円分
公金受取口座を登録した人	7,500円分

マイナポイントの申込方法

マイナポイントは、次の3つの方法で申し込みができます。

① パソコンで、マイナポイント予約・申込サイトから

「マイナポイント予約・申込サイト(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>)」から申し込み。 ※カードリーダーが必要です。

マイナポイント予約・申込サイト

② スマートフォンで、マイナポイントアプリから

詳しくは裏面をご覧ください。

③ マイナポイント手続きスポットから

全国各地に設置してある約7万カ所の支援端末「マイナポイント手続きスポット」で、マイナポイントの申請ができます。

津市でも、右記のスポットでマイナポイントの申込支援を実施しています。ぜひご利用ください。



マイナポイント
手続きスポット

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして付与されます。申し込みの際に決済サービスを選択してね。



ところ 市本庁舎市民課、各総合支所市民福祉課(市民課)、マイナ・ステーション(アスト津4階)

手続きに必要なもの マイナンバーカード、暗証番号(4桁の数字)、キャッシュレス決済のIDとセキュリティコード、口座情報の分かるもの(公金受取口座登録をする人のみ)